



長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第3号

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

長野県環境影響評価条例施行規則（平成10年長野県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第51条の5（見出しを含む。）及び第54条の2の表の第51条の5（見出しを含む。）の項中「第31条第1項」の次に「及び第31条の2」を加える。

第56条第1項中「又は法」を「、法」に、「場合に」を「場合又は条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項第4号に該当し、同項の規定により知事に報告書が送付された場合に」に改める。

別表第3の1の項中「一般国道等」を「自動車専用道路」に改める。

別表第4の5の(2)中「第36条の2第1項若しくは第2項の規定による届出又は同法第37条の2」を「第32条第1項若しくは第2項、第68条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第84条第1項において準用する場合を含む。）又は第101条第1項若しくは第2項」に、「許可」を「届出」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

環境政策課

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第4号

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第14条の2」に改める。

第12条第3項第3号中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改め、同条第5項中「2,000平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同条第6項中「21日前」を「前日」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 条例第20条第4項の届出された内容のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 条例第20条第2項の規定による建築物に係る環境への負荷の低減の検討に係る届出 同項第2号及び第3号に掲げる事項
- (2) 条例第20条第3項の規定による届出事項の変更の届出 変更後の同条第2項第2号及び第3号に掲げる事項
- (3) 条例第20条第3項の規定による新築の中止の届出 新築を中止した旨

第13条第2項中「2,000平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同条第3項中「21日前」を「前日」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第21条第4項の届出された内容のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 条例第21条第2項の規定による建築物への再生可能エネルギー設備の導入の検討に係る届出 同項第2号及び第3号に掲げる事項
- (2) 条例第21条第3項の規定による届出事項の変更の届出 変更後の同条第2項第2号及び第3号に掲げる事項
- (3) 条例第21条第3項の規定による新築の中止の届出 新築を中止した旨

第14条第3項中「21日前」を「前日」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第22条第4項の届出された内容のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 条例第22条第2項の規定による建築物における有効利用可能エネルギーの活用の検討に係る届出 同項第2号及び第3号に掲げる事項
- (2) 条例第22条第3項の規定による届出事項の変更の届出 変更後の同条第2項第2号及び第3号に掲げる事項
- (3) 条例第22条第3項の規定による新築の中止の届出 新築を中止した旨

第5章中第14条の次に次の1条を加える。

(住宅等設計者による検討等)

第14条の2 条例第23条の2第1項の規則で定めるものは、その全部又は一部を一戸建ての住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物とし、同項の規則で定める規模は、床面積の合計が300平方メートル未満とする。

2 条例第23条の2第2項の規定による報告は、同条第1項の規定による説明をした後速やかに行わなければならない。

3 条例第23条の2第3項の報告された内容のうち規則で定めるものは、同条第2項第2号及び第3号に掲げる事項とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第12条第3項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

建築住宅課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第1号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県上田千曲高等学校の項中 「機械科  
電子機械科  
メカニカル工学科」 を 「メカニカル工学科」 に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

高校教育課

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月20日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

長野県人事委員会規則第21号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表の第7号中「及び第14号、次条」を「から第15号まで及び第18号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会事務局